

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)				内閣府整理 コメント欄 (4/9時点)	内閣府整理 コメント欄 (4/9時点)
					担当省庁 目録	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等				
62	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	食品安全性・有用性研究評価センター機能の整備	国内外の有用性食品素材の成分分析、安全性・有用性試験結果のデータベース化、安全性・有用性検査手法標準化等を含む共同研究等を実施する。		文部科学省 産業連携・ 地域支援課	地域イノベーション戦略支援プログラム「公募要領(平成24年2月6日文部科学省科学技術・学術政策局長決定)	A	現行制度で対応できない事項については、制度の検討を行います。	b	今月末に平成24年度地域イノベーション戦略支援プログラム提案書を提出し、現行制度を適用する予定ですが、今後、本提案の研究開発の推進に必要な制度の拡充について検討をお願いします。		文部科学省の見解として、現行制度で対応できない事項については、制度の検討を行うこととされていることから、引き続き文部科学省は見解を示す必要がある。	II	
65	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	食・農連携研究センターの整備	コーデックス委員会において採択された「危害分析・重要管理点方式とその適用に関するガイドライン」に対応した設備投資	HACCP対応設備投資に対する財政支援(補助対象経費の2分の1)	農林水産省 食料産業局 企画課	6次産業化推進整備事業実施要領(現在財務省と協議中) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (平成22年12月3日法律第67号) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 (平成20年5月23日法律第38号) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年5月8日法律第59号)	C	平成23年10月に食と農林漁業の再生推進本部が決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、農山漁村の6次産業化を推進することとされています。この方針に基づいて食品の加工・販売施設を整備を効果的に推進するため、食品の加工・販売施設を整備する補助事業である6次産業化推進整備事業は、6次産業化法又は農工商連携法に基づき認定を受けた総合化事業計画等による取組を対象に支援を行うこととしています。 また、補助事業以外のHACCP導入にかかる支援措置としては、HACCP法において、施設・設備に関する費用に対する金融的優遇措置を講じていることです。 HACCP対応施設整備に対する、事業計画の策定の有無、既存の補助制度の補助率の向上、または新たな制度の創設といった自治体の提案に関しては、 ①事業計画策定の有無及び補助率の向上については、6次産業化法又は農工商連携法に基づき認定を受けた意欲的な事業者に対し重点的に支援しようとしている中、特定の地域のみ優遇措置を講ずることは、6次産業化法の趣旨に合致しないため ②厳しい財政事情の折、既存の補助制度で対応可能な案件のために新たな補助制度を創設することは、支援策として補助から融資へと政策転換を図っている方向性に反するため等の理由により対応することが困難です。	b	「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に掲げる「戦略2」のうち日本農業の持ち味の再構築にかかる取組方針において、「輸出志向の高い意欲的な事業者等に対し、品質管理体制強化のための情報提供、人材育成の取組を推進することで、HACCP手法の導入が選れている中小規模層の導入率50%を目指す」とされています。中小企業者は食力が乏しいことから、導入率を高めるためには、HACCP導入に必要な支援が必要であると考えているところであります。また、農林水産物・食品輸出戦略計画のとりまとめによれば、輸出戦略の具体的な「戦略」で、「事業者支援の充実、中・小規模層の強化」、「戦略3」で「輸出の拡大・高度化に向けたビジネス・モデルの構築」を掲げております。以上二項目は地域の包括的なチャレンジを総合的に支援する総合特区制度の趣旨にも適するものがあると考えます。即ち輸出プレイヤーとなる事業者支援を充実させる必要性、具体的な成功事例の創出を図る必要性が認められているものと理解しており、それを実現するための手法は様々であるものの、方向性は同一であると考えます。 農水省から示された見解のうち、「①特定の地域のみ優遇措置を講ずることは、6次産業化法の趣旨に合致しない」につきまして、以下のとおり指定自治体の回答を応じます。 口蹄疫、北海道の農産水産物を活用した付加価値の高い加工品を製造してきた地元食品メーカーは、縮小する国内市場から外に目を向け、HACCP対応工場を整備設備を計画しています。一方で円高による生産拠点の海外移転も視野に入れており、地域からの生産拠頭の流出につながる可能性も懸念されています。両社の海外展開を目指す取組は、今回認定を受けた北海道フード特区構想にも合致するものであり、当該企業を農工商連携法、6次産業化法の認定を受けている事業者と同等の意欲的な事業者とみなしていただき、農産物加工施設を活用する取組みを国内で継続、地産地消の促進を図るための支援は、食料自給率向上を目指す6次産業化法推進につながるものと考えます。また、事業計画策定の作業負担は、より一層一層な対応を可能とし、事業者の取組をより高いレベルで継続させることになると考えているところであります。 いずれにしても農林水産省が掲げる輸出拡大に関する事業展開(北海道フード特区地域が貢献できるものであり、今後も展開していただきますようお願いいたします。また、輸出拡大を目的とした販路開拓等には多岐からの支援が必要であると考えますので、コーデックス委員会を所管する厚生労働省にも働きかけていただき、希土10種地域を「HACCP等導入モデル地区」として企業集積を図るため、総合的な支援の検討の場を設けていただくことも併せてお願いいたします。	農林水産省の回答を受け、指定自治体は特定の地域に財政支援を講ずる必要性を示しており、農林水産省は見解を示す必要がある。	III		
68	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	⑧HFCプロジェクトのマネジメントを徹底し、かつ、3地域内のコーディネート活動のネットワーク体制確立、各プロジェクトの相乗効果の最大化を図るため、HFCマネジメント組織を設置する。 ⑨安全性・有用性評価研究、臨床も含む各種試験の実施と解析や、各国の基準に対する評価等の共同研究等を実施する。 ⑩食品試作・実証センター機能の整備 ⑪密閉型実証研究植物工場の整備 ⑫食関連企業のレンタルラボの整備	特区のマネジメント機関の設置によって研究費を運用できる「強点裁量型研究制度」を要望する。制度設計・公募から成果評価まで、特区区内での厳格なPOGAマネジメントにより、成果導出を最大限目にした公正・効率的な運用を行う。	文部科学省 産業連携・ 地域支援課		A	戦略的創造研究推進事業等の研究成果に基づきテーマを選定するため、現行制度では対応が難しいですが、基礎から実用化を考えた場合には、産業界の技術チームの解決に資する基礎研究を推進する産学共創基礎基盤研究プログラムや大学等の研究費を実用化につながることを目的とする研究推進基盤研究プログラム(A-STEP)があります。同プログラムは、競争的研究資金のため、適正な審査を実施しつつ、予算の範囲内において対応可能です。その際、特区の関係テーマ「課題」については、審査において一定の配慮を行うことを検討します。	b	建設的な回答、誠にありがとうございました。 産学共創研究が、技術チーム設定による研究機能の統合化及び産学チーム・マネジメントによる確実な成果導出において、フード特区プラットフォーム形成に最適な制度であると理解しました。 当制度について、①点ご検討をお願いします。 ②、技術チームの決定においては、食品産業及び産学関係者の意見をヒアリング等によって、汲み取っていただきます。 ③、技術チームの決定においては、特区のアドバイザーを考慮した検討をお願いします。 ④、技術チーム設定などの程度の期間がかかるが、また短期化する手法等をご案内させていただきます。 ⑤、PO-GS事務局とともに、特任機能が研究開発でプロジェクトに参画できる仕組みの手法についてご教示いただけます。 ⑥、総合データベース化、共通プロコル・標準化作業手順SOPの統合化技術、評価ガイドライン開発など、レギュラトリーサイエンスを研究課題の範囲とみなしていただきます。	指定自治体から、産学共創基礎基盤研究プログラムに関する検討事項が示されていることから、文部科学省は見解を示す必要がある。	II			

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、B:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理 I~V I:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされるもの IV:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体が再検討又は取り下げたもの等	
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)
62	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域	食品安全性・有用性研究評価センター機能の整備	国内外の有用性食品素材の成分分析、安全性・有用性試験結果のデータベース化、安全性・有用性検査(食品衛生法を含む)及び特許手法に係る共同研究等を実施する		A	今年度の地域イノベーション戦略支援プログラムに応募していただいたところですが、支援対象の枠組みは既に公募要領に基づいて決定されており、今年度分の対象経費の拡充等ではできないことをご理解ください。 なお、貴地域が本プログラムに採択された場合には現行制度による支援は可能です。 来年度以降に公募を行う場合には、各地域の総合特区制度における要望を踏まえ、対象経費の拡充等を検討します。	b	「地域イノベーション戦略支援プログラム」の審査が終了している現状では、対象経費の拡充等ができないとの状況は理解します。しかしながら、今般の北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域の事業では、今まで築き上げてきた「Bio-S」の5拠点や育成してきた人材を総動員して、「食」の分野に特化した国際的な競争力の強化に寄与する研究・開発を進めることが求められております。そのため、今後、現行制度の拡充や新規制度の創設により対象経費への支援を是非お願い致します。	II	文部科学省から、地域イノベーション戦略支援プログラムについて、平成25年以降に公募を行う場合には、対象経費の拡充等を検討する旨の見解が示され、今後指定自治体の要望の実現に向け対応することについて指定自治体が了解しているため協議終了。文部科学省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。
65	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域	食・農・医連携研究センターの整備	コーデックス委員会において採択された「危害分析・重要管理点方式とその適用に関するガイドライン」に対応した設備投資	HACCP対応設備投資に対する財政支援(補助対象経費の2分の1)	C	食品の加工・販売施設の整備については、6次産業化推進整備事業(以下、本事業)で対応可能であるが、本事業においては、6次産業化法又は農商工連携法の認定を受けた農林漁業者又は食品製造事業者が施設整備することが条件。 HACCP対応設備に対する、指定自治体提案に関しては、 ①事業計画策定の省略及び補助率の高上げの提案については、6次産業化法又は農商工連携法に基づき認定を受けた意欲的な事業者に対し重点的に支援しようとしている中、特定の地域にのみ優遇措置を講ずることは、6次産業化の推進の趣旨に合致しない ②厳しい財政事情の折、既存の補助制度で対応可能な案件のために新たな補助制度を創設することは、支援策として補助から融資へと政策転換を促している方向性に反するため、対応不可。 これらの原則に反し、特例を設けるためには、相応の理由、必要性を説明できなければならないが、現時点では提案自治体から十分な材料が得られているとはいえない。	a	書面協議の結果を踏まえ、事業の熟度を高める等のために指定自治体において再検討を要すると判断したことから、一旦協議を終了するもの。	V	指定自治体は、事業の熟度を高める等のために再検討を行うこととしていることから、一旦協議を終了。
68	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域	⑧HFCプロジェクトマネジメント事業 ⑨食品安全性・有用性研究評価センターの整備 ⑩食品試作・実証センター機能の整備 ⑪密閉型実証研究植物工場の整備 ⑫食関連企業のレンタルラボの整備	⑧HFC各プロジェクトのマネジメントを徹底し、かつ、3地域内のコーディネート活動のネットワーク体制を確立し、各プロジェクトの相乗効果の最大化を図るため、HFCマネジメント組織を設置する。 ⑨安全性・有用性評価研究、臨床を含む各種試験の実施と解析や、各国の基準に対する評価等の共同研究等を実施する。 ⑩地域の試験研究機関等の試作研究機能の充実を図る。 ⑪植物系医薬品原料等特許技術の活用化をめざすもので、各種抗酸化物質、漢方薬素材、サプリメント原料、鳥インフルエンザワクチンおよびペプトン製薬医薬品、農産品水耕栽培技術の活用化を推進する。 ⑫国内外の食関連企業の研究者を受け入れる実証施設を整備して研究集積を促進す	特区のマネジメント機関の数量によって研究費を運用できる「拠点数量型研究制度」を要望する。制度設計・公募から成果評価まで、特区内での厳格なPDCAマネジメントにより、成果導出を最大限目にした公正・効率的な運用を行う。	A	「産学共創基礎基盤研究プログラム」は、産業界で共通する技術的課題(技術テーマ)について、全国の大学等が基礎研究を実施することを支援する事業であり、現在要望している⑧～⑫の取組については、事業の趣旨と異なります。要望いただいている取組が本事業で支援可能か引き続き、協議していくことを検討しています。	a	本提案は、オールジャパンでプラットフォームをつくることが目的であり、産学共創制度の枠組みで進めていただきたいと考えている。また、フードサイエンスの場合、基礎、応用、実用の区分が明確でなく、現在公募中の産学共創「水産加工」では、「加工装置・加工操作の高度化・プロセスイノベーション」「新たな魚粉・魚油製造プロセスの提案」「長期制度保持・輸出」など、応用に近い技術テーマを募集しており、本提案の内容は、当該事業における基礎研究と合致するものであり、当該事業の活用による基礎研究を進展することにより具体的な成果(メーカーや新素材)が得られるよう、産学共創の場など、本制度の特長を生かしていきたいと考えている。 今後は産学共創基礎基盤研究プログラムにおける「企業の参画」が可能となるよう併せて協議させていただきたい。現在の制度では、大学・研究機関だけのチームを想定しているが、例えば大学で開発したメーカーは、一般的に妥当性・再現性などの検証が不足していることが、実用化に向けた課題となっている。このため、研究当初より企業が参画することにより、実用性の高い基礎研究が可能となるものと考えており、企業参加が難しい場合でも①産学共創の場に個別テーマのWG・分科会を設ける②研究チームから企業への委託・アドバイザー委任を認めるといった検討をお願いしたい。	II	文部科学省から、産学共創基礎基盤研究プログラムについては支援可能か引き続き検討する旨の見解が示され、今後指定自治体の要望の実現に向け対応することについて指定自治体が了解しているため協議終了。文部科学省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について（書面協議）

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)			国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理 コメント欄 (4/3時点)	内閣府整理 コメント欄 (4/3時点)	
					関係省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・補点など	対応			理由等
71	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	安全で高品質な農産物の生産(地域コントラクターの育成)	農作業機械の購入ほか	補助対象となるコントラクター、対象施設・機械の拡大	農林水産省 生産局総務課※1 経営局就農・女性課※2	「産地活性化総合対策事業」※1 「経営体育成支援事業」※2	B	<p>自治体は、国の補助事業においてコントラクターの作業委託に必要な施設や機械の整備等に対する支援策の拡充を希望しているが、国の補助事業である「産地活性化総合対策事業」、「経営体育成支援事業」のいずれも、国の事業として一定の要件を定めて、政策誘導を行うものであり、特に要件を定めた場合、政策誘導効果が十分に発揮することができなくなるおそれ。</p> <p>一方で、「産地活性化総合対策事業」の要件については、①車検更新ではなく機械の能力を増強する場合は支援可能、②総経費中の事業上別の助事業とすれば複数年連続で申請可能、③自給率向上重点支援事業(飼料生産拠点育成)はコントラクターの経営の高度化を図るという観点から法人化又は作業面積拡大を条件としているが、別メニューを選定すれば面積拡大以外の要件も選択可能となっている。また、「経営体育成支援事業」については、意欲ある多様な経営体(コントラクターを含む)が職員を主体として農業用機械や施設等を整備する際に支援が可能。</p> <p>このため本件は、適切な事業の選択や計画を策定することにより対応可能と考えている。以上のことを報告文に説明したところ。</p>	C	<p>①は土地の事業性について 既存の事業を活用し、対応可能な範囲で事業実施予定 ②は年度ごとの事業対応について ③は事業実施の必要性 ④は事業実施の必要性 ⑤は事業実施の必要性 ⑥は事業実施の必要性 ⑦は事業実施の必要性 ⑧は事業実施の必要性 ⑨は事業実施の必要性 ⑩は事業実施の必要性 ⑪は事業実施の必要性 ⑫は事業実施の必要性 ⑬は事業実施の必要性 ⑭は事業実施の必要性 ⑮は事業実施の必要性 ⑯は事業実施の必要性 ⑰は事業実施の必要性 ⑱は事業実施の必要性 ⑲は事業実施の必要性 ⑳は事業実施の必要性 ㉑は事業実施の必要性 ㉒は事業実施の必要性 ㉓は事業実施の必要性 ㉔は事業実施の必要性 ㉕は事業実施の必要性 ㉖は事業実施の必要性 ㉗は事業実施の必要性 ㉘は事業実施の必要性 ㉙は事業実施の必要性 ㉚は事業実施の必要性 ㉛は事業実施の必要性 ㉜は事業実施の必要性 ㉝は事業実施の必要性 ㉞は事業実施の必要性 ㉟は事業実施の必要性 ㊱は事業実施の必要性 ㊲は事業実施の必要性 ㊳は事業実施の必要性 ㊴は事業実施の必要性 ㊵は事業実施の必要性 ㊶は事業実施の必要性 ㊷は事業実施の必要性 ㊸は事業実施の必要性 ㊹は事業実施の必要性 ㊺は事業実施の必要性 ㊻は事業実施の必要性 ㊼は事業実施の必要性 ㊽は事業実施の必要性 ㊾は事業実施の必要性 ㊿は事業実施の必要性</p>	農林水産省の回答に対し、指定自治体は事業の必要性、既存事業の課題を具体的に示しており、農林水産省は見解を示す必要がある。	II
72	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	人工衛星を活用したリモートセンシング技術の開発(事業費未定) リモートセンシング技術の実用化に向けた実証実験	人工衛星を活用したリモートセンシング技術の開発(事業費未定) リモートセンシング技術の実用化に向けた実証実験	技術開発・実証事件に要する経費に対する財政支援	文部科学省 研究開発局 宇宙開発利用課宇宙利用推進室	JAXA衛星をローコストで打ち上げる際に一緒に打ち上げられる相乗効果の公募制度において、適正な審査を実施した上で、選定された場合には対応可能です。	B	<p>自治体が提案する人工衛星を活用したリモートセンシング技術の開発、リモートセンシング技術の実用化に向けた実証実験事業であるが、それぞれの技術の実用化に向けてさらなる実証や検証などという課題を解決するには、農林水産省・食品産業者の現場の技術的課題の解決に向けた実用技術の早急な開発を推進することを目的として実施する、農林水産省所管の「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」が有効と考えられる。</p>	d	<p>人工衛星を活用したリモートセンシング技術の事業化については、H25年3月まで事業者が独自にフィージビリティスタディーを継続して行った上で判断することとなりました。については、事業化が決定された段階で、支援について協議させていただきたいと考えています。</p>	指定自治体は、事業化についての再検討を行うこととして、事業化が決定された段階で、文部科学省において再度協議を行うもの。	IV
72	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	人工衛星を活用したリモートセンシング技術の開発(事業費未定) リモートセンシング技術の実用化に向けた実証実験	人工衛星を活用したリモートセンシング技術の開発(事業費未定) リモートセンシング技術の実用化に向けた実証実験	技術開発・実証事件に要する経費に対する財政支援	農林水産省 生産局技術課 農林水産技術会議事務局 局研究統括官(農料戦略、除染)	生産環境総合対策事業実施要綱	B	<p>自治体が提案する人工衛星を活用したリモートセンシング技術の開発、リモートセンシング技術の実用化に向けた実証実験事業であるが、それぞれの技術の実用化に向けてさらなる実証や検証などという課題を解決するには、農林水産省・食品産業者の現場の技術的課題の解決に向けた実用技術の早急な開発を推進することを目的として実施する、農林水産省所管の「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」が有効と考えられる。</p>	C	<p>①高度な生産技術の導入により生産性の向上と生産コストの削減、農産物の品質向上を図るために、無人ヘリコプタを使ったリモートセンシング技術により作成された土壌肥度マップに基き可変施肥機を使って、施肥量を削減する実証試験を平成24年から3年にわたり、作物ごと、土壌タイプ別に行うことを計画している。</p> <p>②しかしながら、提示していただいた「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」につきましては、平成24年度の募集がすでに終了しており新たな募集は予定されていない向っています。また、当方の予見している事業内容が提示していただいた事業に適合し採択される可能性についても少し難しいと考えています。</p> <p>③一方、当方は独自に利用可能な既存事業を採中で、農水省の平成24年新規事業(生産環境総合対策事業のうち肥料対策)の活用が可能が出てきましたが、具体的判断については3月末の支援事業の実施要綱が公表されなければ判断できない状況にあります。</p> <p>仮定して、上記事業を含めて、改めて対応をご検討いただくようお願いいたします。</p>	農林水産省が提示した代替支援措置は、指定自治体が行う事業に適合する可能性が薄く、指定自治体の回答において示されている支援措置の活用が可能かについて、農林水産省は見解を示す必要がある。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】 (7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理 I~V I:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされたもの IV:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体が再協議又は取り下げたもの等	
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)
71	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	安全で高品質な農畜産物の生産(地域コントラクターの育成)	農作業機械の購入ほか	補助対象となるコントラクター、対象施設・機械の拡大	B (一部 C)	<p>自治体は、国の補助事業においてコントラクターの作業受託に必要な機械の整備等に対する支援策の拡充を希望しているが、国の補助事業である「産地活性化総合対策事業」は、一定の要件を定めて政策誘導を行うものであり、単に要件を緩和していった場合、政策誘導効果を十分に発揮することができなくなるおそれがある。</p> <p>さらに、効果的、効率的な事業執行の観点から、現場における農地の面的集積や農家とコントラクターとの作業分担の積極的な調整と併せて事業を行う必要があるが、自治体においてそのような事業は行われておらず、このような状況で支援対象を拡充すれば、効果的、効率的な事業執行ができないおそれがあることを自治体に説明したところである。</p>	C	<p>本提案は、総合特区法に基づき、産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するという国の政策により、農業の競争力・体質強化を目的として提案しているものです。</p> <p>十勝農業が本特区の目標年次である2018年までに生産体制の強化を図り、本特区の目標額の達成に寄与するためには、今後、大きな発展が期待される畜産部門において、喫緊の課題である飼料自給率向上を図る必要があります。</p> <p>このため、今後5か年で飼料作物の作付面積を約40%増加する目標を立てていますが、畜産農家の経営規模拡大が進む中で、目標達成のためには農作業受託組織であるコントラクターが重要な役割を担っています。</p> <p>本提案は、総合特区制度を活用し、農林水産省が飼料自給率向上を目的として支援している産地活性化総合対策事業のうち飼料生産拠点育成地区事業により、緊急的にコントラクターの作業受託体制の整備を図り、速やかに目標に対応した自給飼料生産体制を構築しようとするものであり、貴省の政策誘導の方向とも合致しています。</p> <p>しかしながら、同事業には、自給飼料の生産作業に必要不可欠な核的駆動力であるトラクターをはじめ、耕起・整地等に要する作業機械が支援の対象となっていないことから、政策誘導の効果を速やかに発揮するとともに、一層効果を高めるため、対象機械の拡充を要望するものです。</p> <p>なお、地域としてもコントラクター育成のため、農協とともにコントラクターの設立や運営を支援するとともに、コントラクターの組織化を図り、情報交換や研修会等を通して課題解決や技術向上に向けた取り組みを促進しています。</p>	<p>農林水産省との協議を踏まえ、最終的に指定自治体が要望の一部を見直す一方、農林水産省から、「自給飼料生産拠点育成地区推進事業」において、平成25年度の概算要求に向けて一定条件下で飼料搬送用トラクターを事業対象に加えること等の見解が示され、今後、指定自治体の要望の実現に向けて農林水産省が対応することについて指定自治体が了解しているため協議終了。</p> <p>農林水産省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。</p>	II
72	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	人工衛星を活用したリモートセンシング技術の開発(事業費未定)	人工衛星を活用したリモートセンシング技術の開発(事業費未定)	技術開発・実証事件に要する経費に対する財政支援	-	-	-	-	<p>指定自治体は、事業化についての再検討を行うこととしており、事業化が決定された段階で支援については既存の生産環境総合対策事業のうち肥料対策分に対応可能との見解が示され、指定自治体は要望が実現可能となる見込みと判断したため協議終了。(ただし、要望が実現できないことが明らかとなり、指定自治体が再協議を希望する場合は農林水産省と改めて協議を行うものとする。)</p>	V
72	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	人工衛星を活用したリモートセンシング技術の開発(事業費未定)	人工衛星を活用したリモートセンシング技術の開発(事業費未定)	技術開発・実証事件に要する経費に対する財政支援	B	<p>低コスト施肥体系の構築を図る事業の趣旨・目的、採択要件の範囲内で行われる技術導入の実証試験であれば、農水省所管の生産環境総合対策事業のうち肥料対策分が対応可能と考える。</p> <p>なお、本事業は公募により事業主体を募集し、選定基準はすでに公募要領に定められており、採択において配慮することは不可能である。</p>	b	<p>農林水産省所管の生産環境総合対策事業のうち肥料対策分が該当する事業として、5月18日に応募したところで、本事業は特区計画における農業生産技術の高度化を進める上で重要性を考慮し、優先的な採択をお願いしたい。</p>	I	

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理 (4/9時点)	内閣府整理(コメント欄)	
					担当省庁 目録	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等			
72	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	農業生産技術の高度化	人工衛星を活用したリモートセンシング技術の開発(事業費未定)リモートセンシング技術の実用化に向けた実証実験	技術開発・実証事件に要する経費に対する財政支援	経済産業省 宇宙産業室			Z	人工衛星を活用したリモートセンシング技術の開発については、現在事業自体の実施の可否について、自治体内で検討しているところであることから、現時点で見解を述べることができない。 具体的な実施判断・内容については平成24年3月中旬ごろに判明する予定と聞いているので、早急な検討をお願いしたい。	d	人工衛星を活用したリモートセンシング技術の事業化については、H25年3月まで事業者が独自にフュービリティスタディーを継続して行った上で判断することになりました。ついで、事業化が決定された段階で、支援について協議させていただきたいと考えています。	指定自治体は、事業化についての再検討を行うこととしており、事業化が決定された段階で、経済産業省において再度協議を行うもの。	IV
74	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	農業廃棄物等を有効活用したバイオガスの高効率化	送電線の架設費用の事業者負担分の補助拡充	系統連携に必要な経費の2/1補助	経済省 新 工 事 課			C	ヒアリングを実施できておらず、現時点では要望している事業の詳細が不明かつ、要望されている面の事業等も不明確であり、当方において検討する案件かどうかの判断もできていないため。	c	【送電線の架設費用の事業者負担分の補助拡充について】 *実態の把握が困難なため、既設送電線のうち、本邦発電のように広大な土地が必要なものや、海岸線・山間部など人口密集地から離れた場所での設置がほとんどで、審査要件を主な燃料としたバイオガスプラントにおいても、審査・検査の多くは山麓付近にある。 *そのような場所でも発電事業を行うには、送電線の新設又は電線架け替えが必要となる場合が多く、電力架設の工事費を事業者負担することになっている。 *高圧地や山間部など平均的な送電線から離れたところに建設するため、プラント設置を促進することになったため、送電線架設費用の事業者負担割合を拡大して考えています。なお、送電線系統の強化を図るための既存制度がないことから新たな支援措置を求めます。 (参考事例)大垣県 *事業内容 乳牛1,400頭規模の農場でバイオガスプラントの整備 指定電線種別 (58mm ² ×2×200mm ²) 延長 2.4km 送電距離 30km *実施体制 農事組合法人サンエイ牧場 *受託額の概算 電線架け替え工事負担金1,200万円 【バイオガスプラントの普及促進による効果】 *バイオガスプラントの普及が図られ、農業地域の集約である畜舎ふん尿の処理問題が解決できる。 *メタンガスの回収によるCO2削減など地球温暖化対策に貢献できる。 *消化液を堆肥資材にも転用することにより、輸入肥料の代替となることで、総合特区の目標達成に寄与できる。 *農業廃棄物等を有効活用したバイオガスプラントの利便化により、農業の生産体制の強化に貢献でき、国際競争力の強化や、雇用創出による地域産業の活性化など豊かな農業産業の実現が期待できる。 【具体的な効果】 *十勝管内牛糞堆肥換算の約1割のふん尿を用いてバイオガス発電した場合、十勝管内の電力消費量に占めるバイオガス発電量の割合は、約2.8%と推計される。 *年間の肥料換算量は、単収量の発生量(ここでは、1tあたり10kg)に占める窒素、リン、カリウムの量を化学肥料換算にて算出する場合(化学肥料換算係数)2,896tと算出される。 *十勝管内で現在発生する消化液量は107tであり、その肥料換算量は約2割と推計される。	経済産業省の回答を受け、指定自治体から具体的な事業内容及び事業により期待される効果等が提示されたところ。これに対して、経済産業省は見解を示す必要がある。	III
77	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	余剰農産物等を有効活用したバイオエタノールの高効率化利用	ED95のバイオエタノール高濃度原料を普及	国内で初めて取り組む高濃度バイオエタノールの実証事業に対する拡充措置	環境省 地球 環境 地球 温暖化 対策 課			B	競争的資金とは、資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、採択された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金である。公募を經ずに別枠にて採択することは、競争的資金の本質である。競争環境を整わないため極めて困難。 また、総合特区推進調整費により実施する場合、「 くまご1 」新たな税制・財政及び金融上の支援措置にかかる提案関連資料③政策課題解決への寄与」によると、主目的が「安全・安心で高品質な農産物の生産産強強化に貢献」とされていることから、農林水産省にご相談されたい。	b	*競争的資金の解釈については、その通りと考えます。 *また、農林水産省への財政支援を提案されているが、本提案内容については、二酸化炭素削減効果が高く、地域で生産される再生可能エネルギーの地産地消に非常に貢献できることから、貴省の地球温暖化対策技術開発事業の趣旨に沿っていると考えます。したがって、競争的資金の正式な手続きを経ての事業申請案件にはなりうると考えます。 *なお、ED95事業については、国土交通省における大臣認定の申請を正式に受け付けていただいたり、地球温暖化対策技術開発事業に申請したいと考えています。 *バイオ燃料に関する事業は農林水産省をはじめ、様々な事業があるが、その対象は製造に係る研究開発。あるいは既存のインフラの整備に対する補助に限られており、新しい取組、しかも既存にない燃料・車両を用いた実証・走行を対象にした事業はないのが現状で、唯一貴省の地球温暖化対策技術開発事業が対象となる取組としています。 *なお、過去に大臣認定されたE10車種の実証・走行試験を本事業において実施させていただいた実績があります。	環境省の回答に対し、指定自治体から実施する事業に対する支援措置として環境省所管の制度が適当である理由が提示されたところ。これに対して、環境省は見解を示す必要がある。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理 I~V I:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされたもの IV:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体が再検討又は取り下げたもの等	
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
72	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	農業生産技術の高度化	人工衛星を活用したIR-センシング技術の開発(事業費未定) IR-センシング技術の実用化に向けた実証実験	技術開発・実証事件に要する経費に対する財政支援	-	-	-	-	指定自治体は、事業化についての再検討を行うこととしており、事業化が決定された段階で支援について経済産業と協議を行うこととしていたため、一旦協議終了。	V
74	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	農業廃棄物等を活用したバイオエタノールの高効率化	送電線の架設費用の事業者負担分の補助拡充	系統連携に必要な経費の2/1補助	C	当該発電事業において送電線を新設し、系統に接続するのであれば、同事業は固定価格買取制度を利用するものと推察されるが、買取制度においては、再生発電事業者で負担すべき(系統への)接続費用を考慮した調達価格が設定される見込みであるため、かかる費用に財政支援を講ずることは同一事業に対する二重の支援となるため不適切と考える。	a	今後正式に告示される調達価格が、再生発電事業者で負担すべき(系統への)接続費用を考慮した価格として設定される見込とのことでありますので了解します。	農林水産省から、送電線の架設費用の事業者負担分の補助拡充については同一事業に対する二重支援が生じるため対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体は、調達価格が再生発電事業者で負担すべき系統への接続費用を考慮した価格として設定されることを了承していることから協議終了。	V
77	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	余剰農産物等を有効活用したバイオエタノールの高度化利用	ED95のバイオエタノール高濃度燃料を普及	国内で初めて取り組む高濃度バイオエタノールの実証事業に対する拡充措置	B	指定自治体の回答において「競争的資金の正式な手続きを経ての事業申請案件にはなりうると考えます。」とされていることから、地球温暖化対策技術開発・実証研究事業(競争的資金)の平成25年度以降の公募に申請された。なお、専門家等による審査に当たり特区指定地域の取組であることは考慮されると考える。	b	想定していた事業については、5月17日に二次公募が開始されましたが、対象事業が限定されており、バイオ燃料の実証研究が入っていないことからエントリーできない。このことから今後の公募にあたっては、高濃度バイオ燃料の実証研究が対象事業となるよう貴省に検討していただきたい。 また、以前貴省から回答をいただいた中に、主目的が「安全・安心で高品質な農産物の生産基盤強化に貢献とされていることから、農水省にご相談されたい。」との回答をいただいたことから、今年度の農水省の支援を受ける事が可能なのが、貴省も交えて協議を進めたい。 ※想定事業 農水省「バイオ燃料生産拠点確立事業」	環境省より「地球温暖化対策技術開発・実証研究事業(競争的資金)の平成25年度以降の公募に申請されたい。」との見解が示され、これに対し自治体が平成25年度の公募に申請したいとの意向が示されたことから、協議終了。	I